

## お客様紹介

## 【生田神社】様

弊社のお客さまでございます《生田神社》さまを  
ご紹介させていただきます。

関西にお住まいの方であればお参りに行った  
ことがある方が多いのではないのでしょうか。

今回は生田神社 六車宮司さまに改めて  
歴史などをお聞きしました。



生田神社は 1800 年以上の歴史を有する神社になります。稚日女尊(わかひるめのみこと)の  
女神様を御祭しており、物を生み育て万物の成長を御加護していただける神社です。その神社を  
奉仕する家(封戸)44戸が朝廷より与えられたことから『神戸(かんべ)』⇒『神戸(こうべ)』へと  
移り変わっていったそうです。

現在でも神戸の中心として、多くの人を訪れたり、著名人も  
結婚式やお参りなどを行う、まさに神戸の象徴となっております。  
また境内の後方には【生田の森】といわれる場所があり、中には  
樹齢 500 年の神木や昭和 20 年神戸大空襲で焼け残った  
楠の木など歴史を感じる場所でもあります。



六車宮司さまは『社会(しゃかい)というのは、社(やしろ)で会うと書きます。今後も社会の  
コミュニティになっていければ』とお話しされていたことをとても印象深く聞かせていただきました。

### 生田神社直近の《祭事・年中行事》

- ・ 4月15日 : 【生田祭例祭並びに氏子奉幣祭】
- ・ 4月例祭の近日 : 【生田祭神幸式(御渡り式)】
- ・ 7月15日 : 【夏越大祓式】
- 【道饗祭】
- 【千燈祭】
- ・ 8月3・4・5日 : 【大海神社祭】



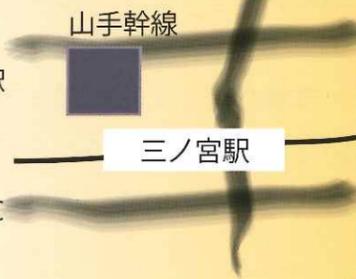
左 弊社渡辺 : 中 六車宮司 : 右 弊社東山

### 生田神社

神戸市中央区下山手通1丁目2-1  
078-321-3851

#### 【アクセス】

- ・ 電車でお越しの方  
JR 三ノ宮駅、私鉄各線三ノ宮駅  
より北へ徒歩 10 分
- ・ 車でお越しの方  
阪神高速 3 号神戸線生田川 IC  
または京橋 IC より約 5 分



## スタイルつうしん Vo.13

平成 27 年 4 月 10 日発行



### ほけんサービスショップ 株式会社 ライフスタイル

■西宮本社 兵庫県西宮市若草町 2-11-7  
Tel 0120-222-780 Fax 0798-44-1101

■東京支店 東京都中央区銀座 8-19-2-1101  
Tel 03-3543-3333 Fax 03-3544-5959

<http://happiness-lifestyle.com/>

取り扱い保険

生命保険、医療保険、ガン保険、傷害保険、  
自動車保険、火災保険

事業用保険(上乗せ労災保険、賠償責任保険)など

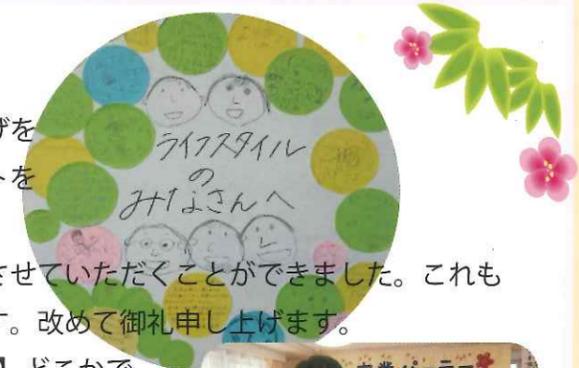
### ごあいさつ

いつもお世話になります。今年も桜の季節を迎え、おかげを  
持ちまして弊社も第 5 事業年度として新たな年度のスタートを  
切らせていただくことができました。

そして今年もまた支援先である某児童養護施設に寄付をさせていただくことができました。これも  
ひとえに皆さま方の日頃からのご愛顧のおかげでございます。改めて御礼申し上げます。

【大きなことはできませんが、小さなことからコツコツと】どこかで  
聞いたことがある関西の偉人のフレーズですが、まさに継続することが  
大切であると身にしみる今日でございます。

法人・個人のリスクコンサルティングのプロとして引き続き皆さまに  
必要とされるような【企業】になれますよう努力をしておりますので、  
今年度も宜しく願い申し上げます。 代表取締役 渡辺 朋宏



瀧野施設長と

### ごあんない

## 【保険証券診断キャンペーン】

弊社では、ただいま『保険証券診断キャンペーン』を行っております。  
お客様が現在ご加入の保険の証券をコピーさせていただくか、写メさせて  
いただければ、もれなく 500 円分の各種カードをプレゼント!!

詳しくは、私どもの営業マンがご訪問させていただきました際に、  
お問い合わせください。また、ファックスで送っていただいても結構です。  
ドシドシお待ちしております。

株式会社 ライフスタイル FAX 0798-44-1101



## 法人のお客様へ

### 【裁判のイメージって?】

訴訟なんて聞くと、どんな印象を持たれますか?

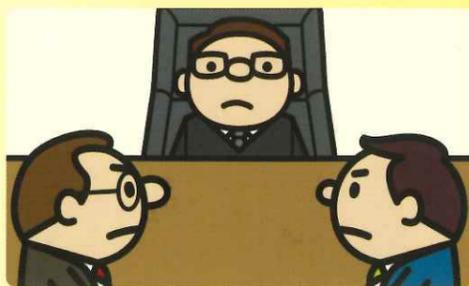
多分皆さん共通の印象だと思うのですが・・・

- ①弁護士代とかお金がかかるんじゃない?
- ②時間も取られるし、仕事に支障がねえ・・・
- ③面倒だし、諦めてしまおうか・・・

といったものではないかと思えます。

さてそんな中、ご存知かも知れませんが、平成18年4月より労働審判法なるモノが施行されております。この労働審判によって、これまでよりずっと簡単にトラブル処理ができるようになったのです!最短で2か月半、しかも費用は実質印紙代のみで、例えば1000万円の訴額なら25,000円しかかかりません。

それでどうしたの?ということですが、これにより労災の訴えが増加傾向にあるということを経営者の方にお伝えしたいのです。安く・簡単になれば当事者同士じゃない、周りが騒ぎ立てて訴えになる事も考えられます。経営者の方にはチョット厄介な話かも知れませんが、こういった事に対する企業防衛の情報提供をこれからもさせていただければと思います。 中島 克二



## 個人のお客様へ

### 【弁護士費用特約について】

全ての自動車事故で保険会社が示談交渉してくれるわけではないことを、ご存知でしょうか?自動車保険に加入していれば、事故時には加入している保険会社が相手側の保険会社と示談交渉にあたってくれると思いますよね。しかし、相手への賠償が発生しない事故・自分に過失が無い事故、つまり<<信号待ち中に追突された>><<駐車中に追突された>><<相手がセンターラインを越えてぶつかって来た>>といった事故の場合、自分が加入している保険会社は示談交渉に出て来られないのです。つまり、相手側と交渉するのは自分自身となります。

相手側が誠意のある姿勢を見せ、納得のいく賠償金額を提示してくれば問題無いのですが、中には示談を進めない、非を認めないなどのケースもあります。このような場合に【弁護士費用特約】が役に立ちます。

弁護士費用特約を付けておきますと、弁護士に交渉を依頼したり、相談したりするための費用が補償されます。弁護士は保険会社から紹介してもらうことが出来る場合もありますし、依頼する弁護士を自ら選択することも可能です。保険期間の途中からでも付けることは可能ですので、事故時のトラブル回避のためにも検討されてみてはいかがでしょうか?

長田 聖子



## 暮らしのお金のこと

### 【無くならない詐欺被害】

ニュースなどでよく報道される詐欺・・・その中でも被害額が比較的大きい”振り込め詐欺”。”オレオレ詐欺” 名前をから変え、いろんな対策を講じているにもかかわらず一向に減らない被害。もう一つ無くならない詐欺が”投資詐欺”。今や”東京五輪詐欺”なるものも・・・。その時の旬の事柄に絡めて投資を持ちかける手口が多いようです。元金が2倍3倍になるとうたい、出資金をだまし取るわけですが、そもそも考えて見ると、例えば不動産投資であれば、利回りが6~8%であれば良い方と言われており、つまり1.06~1.08倍です。2倍3倍には程遠いですよ。

投資信託については、分配金の利回りはいろいろですが、2倍3倍ということは、まず無いのではないのでしょうか。つまり、不動産にしても株にしても、出したお金を2倍3倍に増やそうなどというのは、至難の業・・・というか神業。プロ中のプロが運用してもそんなに増やせません。

しかし、平常時にはそんな理屈は誰でも理解していても、いざ投資話がくればその情報のルート、信憑性、希少性などが相まって『これはひょっとしたら・・・』とってしまうものなのでしょう。

振り込め詐欺も投資詐欺も、対策として大事なものは『日頃の対策・気の持ち方』ではないでしょうか。どんな話でも一旦は持ち帰り、すぐには決めない。おいしい話は探しても無いのだから、向こうから来る訳が無いと再認識しておく。

ちなみに我が家では、家の中に家族が居ようと居まいと、電話は常に留守番電話設定にしています。 加来 秀彦



## 東京支店 活動報告

東京支店は一昨年の10月に開設し、早1年半が経ちました。何も無いところからのスタートでしたが、周りの皆様のご協力により、何とかここまで来たというのが正直な感想です。

日々の活動は、色々なご紹介をいただく事も多く、人と人との繋がりを実感しております。特に中小企業の社長様は誰にも相談できず1人で決め、周囲に反対されても実行しなければならない孤独な仕事です。私の父親が中小企業を経営していましたので、社長様のサポートを出来ればと日々考え、行動しております。

「保険の営業」というと「強引」だとか「知らないうちに契約しなければならない状況になっていた」とかマイナスのイメージが大きいのですが、電気・ガス・水道などと同じく、社会に必要なインフラの一つと考えております。

本業が忙しく、保険まで手が回らない社長様に任せていただけるよう、また、何かお困りの事が発生した場合に、真先に社長様の頭に浮かぶよう、心掛けて行動して参ります。

東京支店長 手島 忠弘

